

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定により、香南町土地改良区の土地改良事業（農業基盤整備促進事業（西庄北部地区））の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を高松市創造都市推進局土地改良課において令和5年1月20日から同年2月8日まで縦覧に供する。

令和5年1月13日

香川県知事 池 田 豊 人